

ダイキン元社員が着服

2億円外注費水増し還流

刑事告訴へ

ダイキン工業の課長級だった社員がシステム会社に外注費を水増し請求させてキックバックを受け、着服の疑いは大阪国税局が同社などに税務調査して明らかになったという。同社は既に社員を懲戒解雇しており、「刑事告訴に向けた準備を進めている」としている。

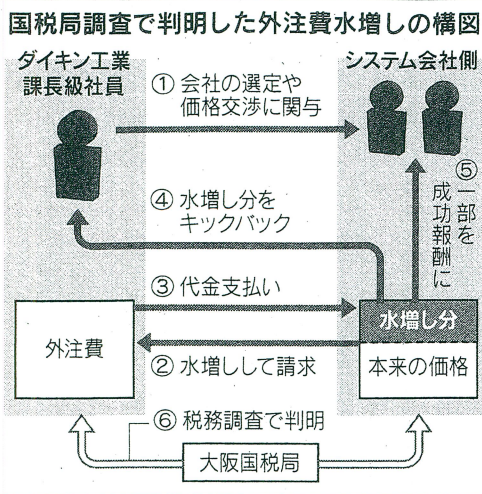
関係者によると、元社員は社内システムなどを担当する部署に所属。課長級の役職で、外注先のシステム会社の選定や価格交渉などに関与できる立場だったという。元社員は水増しした外注費を業者から請求させ、会社側から業者側に

代金を支払わせたうえ、水増し分の大半を元社員が個人で管理する銀行口座などに還流させていた。ダイキン工業の関係者によると、元社員は

け取っていた業者もあつた。元社員が関わった水増し請求は数年前から続いていた可能性があり、水増し金額や不正に協力する業者は年々増えつつあったという。

ダイキン工業を税務調査した大阪国税局は、元社員が関わっていた水増し請求によってシステム会社に支払った外注費の一部は税務上の経費として認められないと判断したもようだ。同国税局は2013年3月期までの5年間で約2億5千万円の所得隠しを指摘した。大半は元社員が関与した水増し請求分とみられる。

このほか経理ミスなどを含めて同社の申告漏れは総額約8億円で、同国税局は重加算税や過少申告加算税を含め追徴課税(更正)したという。同国税局は同社に対する税務調査でシステム会社との取引における不自然な資金の流れを追跡。システム会社などへの税務調査も行い、元社員



国税局調査で判明した外注費水増しの構図

に對するキックバックなどを確認したとみられる。